

熱海市社会福祉協議会福祉用具等リサイクル事業実施要綱

(目的)

第1条 福祉用具等リサイクル事業は、家庭で不要になった福祉用具等を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、双方に斡旋を行うことにより、資源の有効活用と日常生活の利便性の向上を図ることを目的とする。

(対象とする福祉用具等)

第2条 対象とする用具は、介護用ベッド、車いす、手押し車（シルバーカー）などの福祉用具や、ベビーカー、ベビーシート、チャイルドシート、子供用自転車などで安全かつ衛生上問題がなく、修理を必要としないものとする。

(登録対象者)

第3条 登録できる対象者は、熱海市に住所を有し、営利を目的としない者とする。

(登録申請)

第4条 用具を譲りたい場合は、福祉用具等リサイクル事業「譲ります」登録申請書（様式第1号）に譲ってほしい場合は、福祉用具等リサイクル支援事業「譲ってください」登録申請書（様式第2号）に記入し、熱海市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に申請するものとする。

登録料は無料とし、登録期間は6ヶ月とする。ただし、再度申請があった場合は、延長できるものとする。

(斡旋方法)

第5条 申請のあった福祉用具等は、社協のホームページ・広報誌に掲載し、譲りたい用具と譲ってほしい用具の希望が合致した場合、社協が双方に情報を提供し、斡旋するものとする。

(斡旋条件)

第6条 用具を斡旋する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 用具の受け渡しは、双方の合意の上で行い、譲る用具は無償とし、受け渡し等に係る経費は、双方相談の上決めるものとする。
- (2) 用具は、登録期間中は自宅で保管しておくものとし、社協が預かることはない。
- (3) 斡旋された場合、その結果について、用具を譲り受ける方が社協に報告するものとする。
- (4) 用具の斡旋について知り得た個人情報のみだりに外部に漏らしてはならないものとする。
- (5) 用具の受け渡しや使用に関するトラブル等については、社協は一切の責任を負わず、あくまでも譲りたい方と譲ってほしい方の双方の自己責任のものと行うものとする。
- (6) 譲渡契約書（2通）を作成し、双方保管するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。